

器具器械 06 呼吸補助器
一般医療機器 特定保守管理医療機器 一般的名称：高圧ガスレギュレータ（JMDN コード：35300000）
減圧器付流量計 RF4-YG

【警告】

- ・ ご使用の際は、換気をよく行うこと。
〔酸素が滞留し、火災の原因となります。〕
- ・ 使用中には絶対に火気類を近づけないこと。
〔激しく燃え、火災の原因となります。〕
- ・ 接続ガス別ピンの変形したもの、ピンが折れたものは絶対に使用しないこと。
〔他のガスの容器（ボンベ）につながり、ガスの取り出し違いの原因となります。〕
- ・ 容器締付ノブのねじ部が変形したものは絶対に使用しないこと。
〔医療用ガス小容器に確実にねじ込めず、ガス漏れの原因となります。〕
- ・ 他のガスの容器（ボンベ）に取り付けないこと。又、医療用酸素ガスであることを確認し取り付ける。
〔重大な人身事故につながる場合があります。〕
- ・ 医療用酸素容器のバルブを開けるときは、ゆっくりと開けてください。
〔急激に開けると、火災や爆発の原因となります。〕
- ・ ダイヤルツマミにひび割れやキズが生じた物は絶対に使用しないこと。
〔発火の原因となります。〕
- ・ 医療用ガス小容器に本器を取り付けるときは、確実にすること。
〔確実に取り付けないと少しの振動や衝撃で本器が落下する恐れがあります。〕
- ・ ダイヤルツマミは急激に回さないこと。
〔発火の原因となります。〕
- ・ 医療用ガス小容器より本器を取り外すときは、手を添えて行うこと。
〔本器が落下し、故障や事故の原因となります。〕
- ・ 改造やご自身での修理は絶対にしないこと。
〔正常な機能や安全を保てなくなります。〕
- ・ 継手部等よりガス漏れがある場合、使用しないこと。
〔火災の原因となります。〕
- ・ 油分の付着した手で触らないこと。
〔火災の原因となります。〕
- ・ 本器はその使用方法について適切な教育を受けた人のみが使用すること。
・ 保守点検は必ず実施すること。
〔重大な人身事故につながる場合があります。〕
- ・ 点検で異常が発見された機器は絶対に使用しないこと。
〔重大な人身事故につながる場合があります。〕
- ・ ホース継手の方向をかえないこと。
〔ガス漏れをおこし、火災や爆発の原因となり、重大な人身事故につながります。〕
- ・ バルブを開くときは、高圧圧力計の正面に立たないこと。
〔万一、圧力計が破損した場合、けがの原因となります。〕

【禁忌・禁止】

本器は、医療用ガス小容器に接続し、酸素吸入をするための医療機器です。その他の用途に使用してはしないでください。

【形状・構造及び原理等】

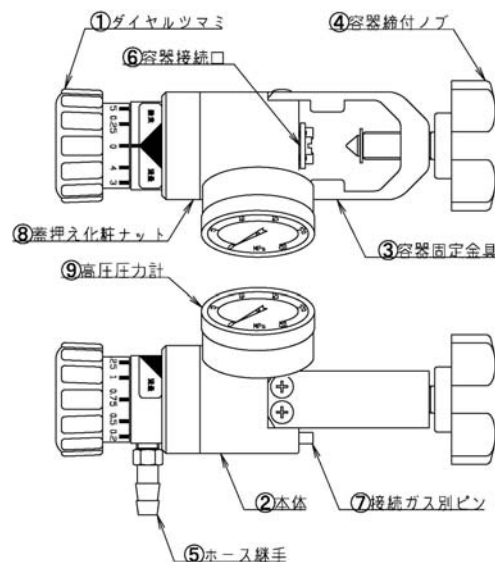


図 1 ブロック図

1. 寸法、質量

- ・ 寸法：全長 155 mm
- ・ ダイヤルツマミ：径φ40
- ・ 質量：約 400 g

2. 原理

医療用ガス小容器に本器を接続して導かれた酸素圧力を本体により減圧させ、ダイヤルツマミで所要の流量に設定する。設定された酸素は、ホース継手から径鼻カニューレを経て酸素投与される。室内温度等により本体内の圧力が上昇したとき、安全弁が作動し、本体内の酸素は外部に放出される。

* 【使用目的又は効果】

1. 使用目的

本器は、緊急時又は在宅等で容易に持ち運びのできる医療用ガス小容器（ヨーク形）と接続し使用する減圧機付き流量計で、呼吸力が低下した患者に酸素投与する。

2. 一般的名称定義

高い変圧を低定作動圧力に低下させる減圧弁をいう。医療ガス配管設備（JIS T 7101）用のものは除く。一段階又は二段階のレギュレータであり、通常ピストン型又は隔膜型がある。室内温度上昇による過圧状態を避けるため安全逃がし弁を備えるべきである。得られるガス圧及び作動圧力等を表示するため、付属装置（通常、圧力計）を備えるものがある。

*【操作方法又は使用方法等】

- (1) 医療用ガス小形容器のヨーク弁に油分・ゴミ等がないことを確認後、本器の③容器固定金具を差し込み、⑦接続ガス別ピンと⑥容器接続口の取り付け位置をヨーク弁へ合わせ、④容器接続ノブを時計方向に回し本器を固定する。
- (2) 本器の⑤ホース継手に経鼻カニューレを接続する。
- (3) 医療用ガス小形容器のヨーク弁にあるツマミを反時計方向にゆっくり回して、バルブを開ける。その際、高圧圧力計の前に立たないこと、また接続部からガスが漏れていないことを確認すること。
- (4) ①ダイヤルツマミを回し所要の酸素流量値に合わせ、酸素投与を開始する。
- (5) 酸素投与を停止する場合は、①ダイヤルツマミを回し酸素流量値を“0”に合わせ停止する。
- (6) 本器を医療用ガス小形容器より取り外す場合は、医療用ガス小形容器のバルブを止め、本器より酸素ガスが出ていないことを確かめてから取り外す。

【使用上の注意】

1. 使用注意

- ・高圧圧力計が示す医療用ガスの残量は、3MPaを目安に交換してください。
[0Mpaになるまで使用すると、患者の生命に係ります。]
- ・医療用ガス小形容器のバルブを開けるときは、ゆっくりと開けてください。
[急激に開けると、火災や爆発の原因となります。]
- ・医療用ガス小形容器のバルブを開けるときは、高圧圧力計の正面に立たないでください。
[万一、圧力計が破損した場合、けがの原因となります。]

2. 重要な基本的注意

- ・【使用目的、効能又は効果】を確認の上、“警告”と“禁忌・禁止”を厳守すること。
- ・接続部等よりガス漏れがある場合は、絶対に使用しないこと。
- ・ご使用の際は換気をよく行って酸素の滞留を防ぐこと。
- ・落としたり、ぶつけたりして強い衝撃を与えないこと。

3. その他の注意

ともにご使用の医療用酸素容器に付いている「日本薬局方酸素・添付文章」等をよくお読みください。

*【保管方法及び有効期間等】

*1. 保管方法

手入れ後、すぐに使用しないときは十分に乾燥させた後、所定の保管場所に保管すること。保管場所の条件としては、水のかからない場所・温度・湿度・風通し・日光・ほこり・塩分・イオウ分等により悪影響のない場所、傾斜・振動・衝撃（運搬時を含む）などのない場所、及び化学薬品の保管場所や、ガスの発生する場所には保管しないこと。

2. 耐用年数、使用期間

指定の保守点検及び消耗品の交換をした場合、耐用年数は5年（自社基準）である。但し、使用状況、取扱い及び消耗状況によって部品の劣化度合いに差が生じた場合、耐用年数に達する前に交換して頂くことがあります。

【保守・点検に係る事項】

保守点検は必ず実施してください。保守点検を実施しなければ、重大な人身事故につながる場合があります。

- ・しばらく使用しないで再び使用するときは、使用前に必ず正常かつ安全に動作することを確認する。
- ・使用中は、本器及び使用中患者の状態に異常がないか常に留意する。
- ・安定した機能を確認するために定期点検を実施する。

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者及び製造業者

小松精機株式会社 高知工場

住所：〒781-5101 高知県高知市布師田 3976 番地 4

TEL：088-846-0313